

## 東庄町木造住宅耐震診断補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地震に対する木造住宅の安全性を診断し、地震に強いまちづくりを促進するため、木造住宅の耐震診断に要する費用について、予算の範囲内において東庄町木造住宅耐震診断補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、東庄町補助金等交付規則(昭和40年東庄町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

木造住宅 人の居住の用に供する建築物で、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部が木材であり、かつ、在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法により建築されたものをいう。

耐震診断 地震に対する住宅の安全性を評価することで、「木造住宅の耐震診断と補強方法(財団法人日本建築防災協会発行)」に基づいて、耐震診断士が行う耐震診断をいう。

木造住宅耐震診断士 社団法人千葉県建築士会又は社団法人千葉県建築士事務所協会に所属する会員であって、千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造住宅)の講習終了者その他町長が認めたものをいう。

### (補助の対象となる住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

東庄町内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、若しくは着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が、延べ床面積の2分の1以上のものに限る。)であること。

地上階数が2以下であること。

所有者が自己の居住の用に供する建築物であること。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、木造耐震診断士が実施する木造住宅の耐震診断を受ける者であって次に掲げる要件のすべてを満たすもの(1の住宅を所有する者が2人以上いるときは、その代表者に限る。)とする。

東庄町の区域内に木造住宅を所有し、かつ、当該補助対象住宅に住所を有していること。

東庄町の町税に未納がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震診断に要する費用の2分の1の額に相当する額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、4万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者(以下「交付申請者」という。)は、木造住宅の耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

登記事項証明書その他当該木造住宅の所有者及び建築年月日又は着工年月日を確認できる書類

耐震診断の実施に係る見積書の写し

その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 規則第4条の規定により、町長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、町長は、前項に規定する決定の結果を木造住宅耐震診断補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

(耐震診断の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後、耐震診断の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)をあらかじめ町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を木造住宅耐震診断補助金変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、木造住宅耐震診断補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

耐震診断結果報告書その他の成果品の写し

耐震診断の実施に係る契約書の写し  
耐震診断に要した費用の領収書の写し  
その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、木造住宅耐震診断補助金確定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者が規則第14条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、木造住宅耐震診断補助金交付請求書(様式第7号)を町長へ提出しなければならない。

(決定の取消等)

第12条 町長は、補助事業者が偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。